**役　員　報　酬　規　程**

**社会福祉法人みなみ**

**社会福祉法人みなみ　役員報酬規程**

（目的）  
第１条    この規程は、定款第8条の規程に基づき、役員の報酬等について必要なことを定める。  
  
（定義）  
第２条    この規程に基づいて報酬を支給する役員は次に掲げる者とする。  
  (1) 理事長  
  (2) 常務理事

(3) 理事

(4) 監事

（役員の職務）  
第３条    役員の職務は以下のとおりとする。  
  （1）  理事長 社会福祉法人みなみの最高経営責任者とし、定款第９条に定める理事会（以下理事会）を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。  
  （2）  常務理事 理事長を補佐して法人経営に従事するとともに、理事会に出席し、議決を行う。また、理事長の助言と承認の下、社会福祉法人みなみ定款施行細則（以下細則）第１８条に定める職務を執行する。  
　(3)　理事　理事長を補佐して法人経営に助言を与えるとともに、理事会に出席し、議決を行う。

(4)　監事　定款第１１条および細則第１０条および第１１条に定める監査を行う。  
  
（常勤役員報酬の額）  
第５条    第2条第1項および第２項に掲げる者の報酬は年俸制とし、その12分の1を各月に支払うものとし、その体系及び額は以下のとおりとする。  
  （1）  理事長報酬 理事会で承認された額  
  （2）  常務理事報酬 理事会で承認された額  
  （3）  交通費 実費相当額  
  
(非常勤役員の勤務報酬等)

第６条　第２条第３項および第４項に掲げる者に対しては原則無報酬とする。

（その他の支給額）  
第７条    第2条に掲げる者に対して、以下の手当等を支給する。  
  （1）  通勤手当 社会福祉法人みなみ賃金規定第９条による額。  
  （2）  旅費 実費相当額

（理事会の出席報酬等）

第８条　第２条第３項および第４項に掲げる者が理事会に出席した時は別表の通りの額を支払うこととする。但し、理事長が特に必要と認める場合は理事会で承認された額を支給してよい。

（その他）  
第９条    以上で定めるもののほか、必要な事項は理事会で決定する。  
  
附則  
この規程は、2015年4月1日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 報　酬（1　回） |
| 理事会出席報酬等 | 3,000円 |